



7足監発第1432号
令和8年1月26日

足立区議会議長 ただ 太郎 様
足立区長 近藤 やよい 様
足立区選挙管理委員会 様

足立区監査委員 初谷 武志
同 寺口 正治
同 杉本 ゆう
同 吉田 こうじ

令和7年度 定期監査（第三期）結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（第三期）結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和7年度 定期監査（第三期）結果報告書

- 1 監査の対象事務
主として令和6年度の財務に関する事務及び事業の執行等
- 2 監査期間
令和7年10月28日から令和8年1月26日まで
- 3 監査の対象部課及び実施日
区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局
詳細は別紙1「令和7年度 定期監査（第三期）対象・日程表」及び別紙2「令和7年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のとおり
- 4 監査の基本方針
地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、区の実行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 有効期限切れの消防用設備等

消火器の使用期限はおおむね10年とされている。製造後10年を経過しているものについては、交換するか、継続して設置する場合は消防法施行規則第31条の6に基づく点検基準（平成16年消防庁告示第9号）に定められた耐圧性能点検を実施しなくてはならないとされている。

また、ガス漏れ検知センサー（以下「センサー」という。）については、設置は消防法上の義務ではないものの、設置後の有効期限は一般的に5年とされている。

住区推進課管理の施設の消防用設備等保守点検業務委託について監査したところ、以下の不適切な対応が認められた。

中央南地域集会所（以下「集会所」という。）の消防用設備等保守点検業務委託において、7月と1月の年2回、点検を実施している。令和6年7月の点検報告書で、集会所に設置してある消火器4本について製造から10年を経過しているため交換を要する旨、受託事業者から報告があり、更に令和7年1月の点検でも同様の報告がなされていた。しかしながら、令和7年7月の点検時及び事務監査実施日（令和7年11月17日）においても、依然として交換がなされておらず、耐圧性能点検も未実施のまま放置され、改善が図られていなかった。

長門住区センター（以下「住区センター」という。）の消防用設備等保守点検業務委託において、令和6年7月の点検報告書で、住区センターに設置してあるセンサー3台が有効期限（令和5年7月）切れのため交換を要する旨、受託事業者から報告があり、令和7年1月の点検でも同様の報告がなされていた。令和7年7月の点検時においても依然として改善がされておらず、センサーの機能不全が万が一の事故につながるリスクも高いまま施設運営が行われていた。なお、現在は大規模改修工事により令和7年9月8日から休館となっている。

消火器やセンサーの交換についてはすぐに対応可能であるが、点検時に交換の報告を再三受けていたにもかかわらず放置していたことは、不特定多数の人が利用する公共施設の安全管理を怠っていたと言わざるを得ない。

今後このようなことが繰り返されないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈住区推進課〉

イ 未実施の業務委託に係る不適切な支出

住区推進課（以下「所管課」という。）における、「建物清掃業務委託（伊興住区センター外5か所）」の履行状況及び支出について監査したところ、履行場所の一つである栗原北住区センター（以下「住区センター」という。）において、仕様書で定められた回数の清掃が行われていなかったにもかかわらず、契約金額全額が支払われていた事実を確認した。

経緯として、履行開始直前、住区センター職員から受託事業者に対し、床の修繕直後であるため4月の清掃は不要、との要望があり、受託事業者においても、4月は清掃を実施しない旨、所管課へ報告したが、その際、別の月へ変更することや清掃回数減による契約金額変更等の協議は行われなかった。

所管課において、年度当初から清掃回数の減を把握できたにもかかわらず契約変更等の適切な事務処理を行わず、結果的に契約一部不履行の状態のまま受託事業者の請求に基づき代金の支払いを行ったことは、極めて不適切な事務処理である。今後このような事務の執行が繰り返されることがないように必要な改善措置を講じられたい。

〈住区推進課〉

ウ 郵便切手の管理の不備

購入した郵便切手等（以下「郵券」という。）については、出納簿を備え付けて受払を記帳整理し、出納保管責任者を定めて出納保管を確実にすることとされている。

ところが、西部福祉課の郵券の管理について監査したところ、事務監査実施日（令和7年11月20日）において、以下の管理不備が認められた。

- (ア) 4月当初から課長及び庶務係長の確認印が押印されていない
- (イ) 当月分の受払が鉛筆で記入されており、出納保管責任者の確認印も押印されていない
- (ウ) 6券種で実枚数と出納簿の残数が一致していない

特に、上記（ウ）については、2券種が事務監査実施日にも使用されていたが、一致していない状態であった。使用者をはじめ、誰も確認を行っていない状況と推認され、管理が杜撰^{ずさん}であると言わざるを得ない。

またこのほか、異なる事務事業にかかる郵券を、別の事務事業の予算で購入した郵券から使用していた事実も確認された。

郵券は現金通貨に準じる金券であり現金同様に適正な管理が求められるものであるとともに、事務事業を超えた郵券の使用は各事業費の決算額が正しく反映されないため、少額といえども各事業分から使用すべきものである。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないように必要な改善措置を講じられたい。

〈西部福祉課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し、返還又は追加支出のあったことを確認した。

各項目及び所管課は下表のとおりである。

項 目		所管課
ア 財務関係		
	(ア) 事案決定区分の誤り	福祉管理課、医療介護連携課、西部福祉課
	(イ) 過年度の不適切な調定	福祉管理課
	(ウ) 契約関係	
	a 委託契約上の書類の不提出	課税課（3）、戸籍住民課、東部福祉課、西部福祉課（6）、選挙管理委員会事務局
	b 同上（個人情報関係）	選挙管理委員会事務局（2）
	c 承諾手続きのない再委託	住区推進課、親子支援課、高齢者包括ケア推進課
	(エ) 備品の登録漏れ	戸籍住民課、住区推進課、中央図書館
イ 旅費関係		国民健康保険課、高齢医療・年金課、地域調整課（3）、中央本町区民事務所、スポーツ振興課、絆づくり担当課（3）、親子支援課（2）、高齢者地域包括ケア推進課（2）、医療介護連携課、介護保険課、障がい福祉課、障がい援護課（2）、中部第一福祉課（2）、東部福祉課（2）
ウ 超過勤務手当関係		地域調整課、スポーツ振興課、親子支援課、介護保険課、障がい援護課、選挙管理委員会事務局

() 内は件数

なお、詳細は以下の通りである。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

<福祉管理課、医療介護連携課>

- b 部長の決定を必要とする契約請求にもかかわらず、文書管理システムによる事案決定書を作成していないもの

<西部福祉課>

(a、bの根拠) 足立区事案決定規程第3条

(イ) 調定関係

- a 行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費(自動販売機の電気料)について、令和4年度に係る請求分を令和6年度末に調定し、請求しているもの

<福祉管理課>

(根拠) 足立区会計事務規則第22条
金銭会計事務の手引

(ウ) 契約関係

- a 委託契約において、仕様書で区への提出を定めている書類を提出させていないもの

- (a) 特定個人情報を取り扱う作業従事責任者の所属、氏名及び連絡先、並びに作業従事者の所属及び氏名が記載された書類

<課税課>

- (b) 業務完了報告書、誓約書

<課税課、選挙管理委員会事務局>

- (c) 月次報告書、毎月の勤務表

<戸籍住民課>

- (d) 登録車両一覧

<東部福祉課>

- (e) 保守点検委託等に係る報告書、業務計画書、作業計画書、毎月の管理報告、データ消去証明書

<西部福祉課>

(a～eの根拠) 契約約款(委託)第1条
委託契約仕様書

- b 個人情報を扱う委託契約について、個人情報に係る契約約款別紙で区への提出を定めている関係書類を提出させていないもの

- (a) 個人情報取扱者名簿

<選挙管理委員会事務局>

(b) 個人情報廃棄に関する証明書

〈選挙管理委員会事務局〉

(a の根拠) 個人情報に係る契約約款別紙第 2 条

(b の根拠) 個人情報に係る契約約款別紙第 11 条第 4 項

- c 個人情報を取扱う委託契約において、受託者が再委託申請書を区に提出していたにもかかわらず、再委託の承諾手続を行っていないもの

〈住区推進課、親子支援課、高齢者包括ケア推進課〉

(根拠) 個人情報に係る契約約款別紙第 18 条第 2 項

委託契約仕様書

(エ) 物品関係

- a 5 万円以上の物品について、備品登録をしていないもの

(a) 借用による備品

〈戸籍住民課〉

(b) 交換・取替による備品

〈住区推進課〉

(c) 購入による備品

〈中央図書館〉

(a～c の根拠) 足立区物品管理規則第 14 条、第 24 条

物品会計の手引

イ 旅費関係

- (ア) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給しているもの

〈地域調整課、東部福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 7 条

旅費事務の手引

- (イ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの

〈絆づくり担当課、介護保険課、障がい福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 7 条

旅費事務の手引

- (ウ) 通勤にバスを利用し、定期券で通勤手当の認定を受けている者に、定期券利用可能区間の旅費を支出しているもの

〈中央本町区民事務所、スポーツ振興課、絆づくり担当課、

障がい援護課、中部第一福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 7 条

旅費事務の手引

(エ) 通勤経路と通勤手当認定上の経路が異なる職員が、手当認定上の経路と異なる経路の定期券（通勤経路）を持っており、旅行に際してその定期券を利用したにもかかわらず、旅費を支給しているもの。

〈中部第一福祉課〉

（根拠）旅費事務の手引

(オ) 電車利用の場合、梅島駅から西新井駅間（0.8 km）のみの旅費は支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈絆づくり担当課〉

（根拠）旅費事務の手引

(カ) IC運賃で通勤手当認定を受けている者について、通勤経路を越えて出張したが、出張先までの運賃と通勤経路の運賃との差額分を支給するところ、通勤経路外部分を新たに乗車した運賃で支給しているもの

〈国民健康保険課、親子支援課、高齢者地域包括ケア推進課〉

（根拠）足立区職員の旅費に関する条例第7条

(キ) IC運賃で通勤手当の認定を受けている者が、出張で通勤経路上の交通機関を利用する場合、通勤と合わせて1日2回以内の利用については運賃を旅費として支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈親子支援課〉

（根拠）足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(ク) 乗継割引適用区間であるにもかかわらず、割引していない運賃で旅費を支給しているもの

〈地域調整課、障がい援護課〉

（根拠）足立区職員の旅費に関する条例第7条

(ケ) 勤務軽減が適用されている者に対し、勤務軽減の承認時間後の帰路であるにもかかわらず、旅費を支給しているもの

〈高齢医療・年金課〉

（根拠）足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(コ) 旅行命令簿の旅行経路の誤入力等により、旅費を正しく支給していないもの

〈地域調整課、医療介護連携課、東部福祉課〉

（根拠）足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているもの
〈選挙管理委員会事務局〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 超過勤務を行ったにもかかわらず、超過勤務手当を支給していないもの

〈親子支援課、介護保険課、障がい援護課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(ウ) 超過勤務時間の誤入力により、超過勤務手当を正しく支給していないもの

〈地域調整課、スポーツ振興課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) 足立区セーフティネット事業における支援を必要とする区民に寄り添った対応の必要性

福祉まるごと相談課(以下「所管課」という。)は、「誰でも・何でも相談できる窓口」として、令和6年度に新たに創設された福祉窓口である。令和6年度の相談件数は延べ12,257件、アウトリーチにより適切な支援につながった件数も103件に上った。相談者に対する寄り添った対応の成果と考える。

所管課では、支援を要する区民に寄り添う事業として、ひきこもりの本人や家族の尊厳と自己肯定感の回復を主要な目的とした足立区セーフティネット事業を行っており、居場所支援の参加者に対しては、足立区セーフティネット事業交通費支給要綱(以下「要綱」という。)に基づき交通費を支給している。

当該事業の参加者に対する交通費支給について監査したところ、コミュニティバスの運賃支給が、令和6年10月1日の運賃改定が反映されずに行われていた事実を確認した。

要綱第7条第1項には、「支給決定通知書を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)は、当該支給決定の対象となっている足立区セーフティネット事業交通費を支出し、その額が当該支給決定額と異なるときは、速やかに交通費支給決定額変更申請書(様式第4号)により区長に再度申請しなければならない。」と規定されており、支給決定者から運賃改定にかかる変更申請書が提出されなければ、運賃改定前の4月申請時の運賃で支給が継続されることとなるが、このこと自体は要綱上に照らして誤った運用ではない。

しかしながら、セーフティネット事業の居場所支援は、ひきこもっていた

本人（支給決定者）が社会に一步を踏み出した大切な時期に、人を信頼することや社会性を身に付ける経験を積む貴重な場を提供して支援するものである。支援者としての区は、交通費の支給という事務を、要綱に基づいた申請主義という通り一遍の対応で実施するのではなく、支援を必要とする区民に真に寄り添った対応がなされてもよかったのではないかと思われ、また、この事業を所管しているのが、区の所管の中でも「支援を必要とする区民に寄り添う」意識がひとときわ高い福祉まると相談課であることから、これらの対応が残念でならない。今後は今回の件を糧として、より一層高い意識をもってきめ細かく寄り添った対応が実施されることを期待する。

以 上

令和7年度 定期監査（第三期）対象・日程表

1 委員監査

月 日	曜日	部 局 名	監 査 対 象	監査会場
10月28日	火	区民部	① 高齢医療・年金課 ② 国民健康保険課	監査室
11月4日	火		① 課税課／定額減税給付金担当課 ② 戸籍住民課	
11月6日	木		① 特別収納対策課 ② 納税課	
11月7日	金	地域のちから推進部	① 【区民事務所集合監査】 千住・江北・中央本町・江南・新田区民事務所 ② 地域調整課	監査室
11月18日	火		① 多様性社会推進課 ② 住区推進課	
11月19日	水		① スポーツ振興課 ② 生涯学習支援課／3分野連携担当課	現 地
11月20日	木		① 中央図書館／図書館サービスデザイン担当課	
11月26日	水		① 郷土博物館	
12月1日	月		① 地域文化課 ② 絆づくり担当課	監査室
12月2日	火		① 高齢者地域包括ケア推進課 ② 親子支援課	
12月3日	水	① 障がい福祉センター	現 地	
12月8日	月	① 障がい福祉課 ② 障がい援護課／特命担当課	監査室	
12月9日	火	① 医療介護連携課／高齢援護担当課	現 地	
12月17日	水	① 福祉まるごと相談課 ② 介護保険課	監査室	
12月18日	木	福祉部	① 【足立福祉事務所集合監査】 生活支援推進課/高齢援護担当課/ 障がい者支援担当課/特命担当課/ 中部第一福祉課/中部第二福祉課/ 千住福祉課/東部福祉課/西部福祉課/北部福祉課	現 地
12月19日	金		① 福祉管理課	

【部長監査】

※ 会計管理室及び選挙管理委員会事務局に対する委員監査は、部長監査と同時に実施しました。

月 日	曜日	監 査 対 象	監査会場
12月22日	月	① 地域のちから推進部 ② 選挙管理委員会事務局	監査室
12月23日	火	① 区民部	
12月24日	水	① 福祉部 ② 会計管理室	

2 事務監査

月 日	曜日	部 局 名	課 名・事業所名	監査会場
10月29日	水	区民部	国民健康保険課	1201 会議室
10月30日	木		戸籍住民課	監査室 (一部現地)
10月31日	金		課税課／定額減税給付金担当課 高齢医療・年金課	監査室
11月5日	水		納税課 特別収納対策課	
11月6日	木	地域のちから推進部	多様性社会推進課 江南区民事務所	現地
11月7日	金		鹿浜いきいき館 郷土博物館	現地
11月10日	月		千住区民事務所 江北区民事務所 新田区民事務	現地
11月13日	木		スポーツ振興課	201 会議室
11月14日	金		中央図書館／図書館サービスデザイン担当課	現地
11月17日	月		住区推進課	1204 会議室
11月18日	火		会計管理室	会計管理室
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	
11月19日	水	福祉部	介護保険課	現地
11月20日	木		西部福祉課 障がい援護課西部援護係／西部援護調整担当	
11月25日	火		北部福祉課 障がい援護課北部援護係／北部援護調整担当	
11月26日	水		東部福祉課 障がい援護課東部援護係／東部援護調整担当	
11月27日	木		障がい福祉センター	
11月28日	金		中部第一福祉課 中部第二福祉課 福祉まるごと相談課	
12月1日	月		生活支援推進課 障がい者支援担当課 特命担当課	
12月2日	火		医療介護連携課／ 高齢援護担当課	
12月4日	木	地域のちから推進部	地域調整課／絆づくり担当課 中央本町区民事務所	1001 会議室
12月5日	金	福祉部	親子支援課 高齢者地域包括ケア推進課	
12月8日	月		福祉管理課	
12月9日	火		障がい福祉課 障がい援護課 特命担当課	1204 会議室
12月10日	水	地域のちから推進部	地域文化課 生涯学習支援課／3分野連携担当課	1204 会議室
12月11日	木	福祉部	千住福祉課 障がい援護課千住援護係／千住援護調整担当	

令和7年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表

部 名	対象課名・事業所名
区民部	定額減税給付金担当課
	特別収納対策課
	国民健康保険課
	高齢医療・年金課
地域のちから推進部	地域調整課（中央本町区民事務所含む）
	区民事務所 千住・江北・江南・新田
	多様性社会推進課
	地域文化課
	郷土博物館
	生涯学習支援課
	3分野連携担当課
	スポーツ振興課
	絆づくり担当課
福祉部	福祉管理課
	親子支援課
	障がい福祉課
	障がい援護課
	高齢者地域包括ケア推進課
	医療介護連携課
	介護保険課
	中部第一福祉課
	東部福祉課
	北部福祉課
会計管理室	会計管理室
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局